

調達要求番号：07-1-2252-0006-0006-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	GP4220-915-51042	仕様書番号	SKS-G-00053
名称	半閉式自給気潜水用具用ブースターポンプの検査等に関する役務（シープレックス製）	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年4月3日
		改正年月日	
		沖縄基地隊本部補給科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊で使用する半閉式自給気潜水用具用ブースターポンプの検査等に関する役務（シープレックス製）（以下、役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

NDS Z 0001 包装の総則

2) 仕様書

M4S-G-00077-J 半閉式自給気潜水用具用ブースターポンプの検査等に関する役務

3) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法令（昭和45年法律第137号）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

b) 関連文書

1) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2) 技術文書等

半閉式自給気潜水用具用ブースターポンプ取扱説明書（11類1第00064号）

当該機器取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 対象機器及び寄託品

対象機器は、表1とし、当該役務の寄託品は、寄託品明細表によって指定する。

表1 対象機器

機器	物品番号	部品番号	検査整備要領
半閉式自給気潜水具 用ブースターポンプ	GP4220-915-	A-104S-H0057	附属書A
	51042	AB-P-55	附属書B

2.2 寄託時期

寄託時期は、契約締結後速やかに実施し、細部については、監督官と調整する。

2.3 役務の内容

2.3.1 搬入、搬出等

契約の相手方が手配し、細部については、監督官と調整する。

2.3.2 検査整備要領

検査整備要領は、製造会社の整備手順書等によるほか、附属書A、附属書Bを実施し、作業の工程表を作成する。また、検査整備中に機器の不具合が発見された場合、検査報告書及び不具合対策表を監督官に提出し、指示を受ける。

3 品質保証

3.1 社内検査

社内検査は、契約の要求に合致していることを確認し、社内規定に基づき検査成績書を作成する。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）別冊第1標準直接監督・完成検査実施要領による。監督については、工程表の確認を行い、必要に応じて、立会い、指示、承認等を実施し、検査については、要求事項に従って、検査等を実施・完了していることを確認し、必要に応じ、立会いを実施する。

3.3 技術提携

契約の相手方は、この役務の実施に際して、製造会社との技術提携を証明する書類を契約担当官等に提出する。

4 こん包及び輸送

4.1 こん包

こん包は、NDS Z 0001とし、個装のレベルをC、外装のレベルをⅢとする。なお、対象機器は、精密部を有するため、取扱いに十分注意する。

4.2 輸送

輸送は、商慣習による。

なお、対象機器は、精密部を有するため、取扱いに十分注意する。

5 外装の表示

外装の表示は、外装の見やすい箇所に図1の事項を明記する。

品名	
物品番号	
製造番号	
製造年月等	
契約者	

図1 外装の表示

6 寄託品の受渡し場所

寄託品及び寄託品の受渡し場所は、寄託品明細表による。

7 納入場所

納入場所は、海上自衛隊沖縄基地隊補給科倉庫又は受注造船所内（掃海艇くろしま）とし、定期又は年次検査終了後、監督官と細部事項について調整する。

8 その他の指示

8.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2 提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	記事
1	工程表	契約締結後速やかに	監督官	2	様式適宜
2	着手届	契約締結後速やかに	契約担当官等	3	書式22 ^{a)}
3	技術提携証明書	契約締結後速やかに	契約担当官等	2	様式適宜
4	受領書	寄託品受領時	契約担当官等	6	3023様式 ^{b)}
5	検査報告書	検査終了後速やかに	監督官	2	様式適宜
6	検査成績書	整備終了後から対象 機器納品前	検査官	2	様式適宜
7	撤去品(発生材) 調書	必要の都度速やかに	監督官	5	書式24 ^{a)}
8	返品書・材料使用 明細書	必要の都度速やかに	監督官	6	3024様式 ^{b)}
9	不具合対策表	必要の都度速やかに	監督官	2	様式適宜
10	検査等申請書	整備終了後から対象 機器納品前	検査官	4	書式22 ^{a)} による。 品目が複数の場合は、 内訳書を添付
11	納品書	対象機器納品時	検査官	6	3021様式 ^{b)}

表 2－提出書類（続き）

番号	書類名	提出時期	提出先	部数	記事
1 2	終了届	役務終了後速やかに	検査官	3	書式 2 2 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第 1 8 3 号。2 7. 3. 1 8）					
^{b)} 海上自衛隊補給実施要領（補本装補第 2 0 7 2 号。1 8. 1 2. 2 7）					

8.2 撤去品の処理

撤去品は、監督官が指示するもののほか、関係法令に基づき契約の相手方の責任において、適切に処分する。

8.3 事故等の責任

事故等の責任は、次による。

- a) 官側の責によらない事故は、契約の相手方の負担とする。また、事故等が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。
- b) 契約の相手方は、作業の実施において器材等に損傷を与えないように留意し、損傷等が発生した場合は、速やかに監督官に報告するとともに、契約の相手方の故意又は過失による場合は、契約の相手方負担において元の状態に復旧しなければならない。

8.4 留意事項

契約の相手方は、役務で知り得た試験結果及びその他の情報等を目的以外に利用若しくは第三者に提供してはならない。

9 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、監督官を経由し契約担当官等と協議する。

附属書A

(規定)

半閉式自給気潜水具用ブースターポンプ (A-104S-H0057)

検査整備要領

A.1 年次検査

A.1.1 外観検査

配管、弁類及び各種構成品について、外観等を検査し、異状のないことを確かめる。

A.1.2 校正点検

校正点検は、表 A.1 によるほか、取り付け前に接続部（継手）の清掃、手入れを実施する。

表 A.1—校正点検

単位 EA

番号	部品名	部品番号	数量	点検内容
1	駆動空気圧力計	AA15-223-2MPa	1	指示値の校正点検を実施する。
2	吸入ガス圧力計	AC15-233-25MPa	1	
3		AA15-223-6MPa	1	
4	吐出ガス圧力計	AE15-233-70MPa	1	
5	充てん圧力計 (回路A)	AC15-233-50MPa	1	
6	充てん圧力計 (回路B)	AC15-233-35MPa	1	
7	充てん圧力計 (回路C)	AC15-233-25MPa	1	
8	安全弁 (吸入)	08F41-FT	1	作動値の校正点検を実施する。
9	安全弁 (吐出)	03F41-FP	1	
10	安全弁 (回路A)	04F41-FP	1	
11	安全弁 (回路B)	04F41-FP	1	
12	安全弁 (回路C)	05F41-FP	1	

A.1.3 交換部品

交換部品は、表 A.2 による。

表 A.2—交換部品

単位 EA

部品名	部品番号	数量
駆動空気圧力計	G36-10-01	1

A.1.4 気密検査

気密検査を行う部品は、表 A.3 による。気密検査を実施し、漏えい等の異状のないことを確かめる。

表 A.3—気密検査

番号	部品名	使用気体	圧力	保持時間
1	駆動用空気配管系統	空気又は窒素ガス	0.8MPa	10分間
2	ガス吸入配管系統		14.7MPa	
3	ガス吸入配管系統 (減圧後)		3.0MPa	
4	ガス吐出配管系統		30.0MPa	
5	ガス吐出配管系統 (回路A)		24.2MPa	
6	ガス吐出配管系統 (回路B)		20.7MPa	
7	ガス吐出配管系統 (回路C)		14.7MPa	

A.1.5 総合作動試験

契約の相手方工場にて、総合作動試験を行い、その値が規定内であること及び異状がないことを確認し、検査成績書を作成し検査官に提出する。

附属書B

(規定)

半閉式自給気潜水用具用ブースターポンプ (AB-P-55)

検査整備要領

B.1 年次検査

B.1.1 外観検査

配管、弁類及び各種構成品について、外観等を検査し、異状のないことを確かめる。

B.1.2 校正点検

校正点検は、表 B.1 によるほか、取り付け前に接続部（継手）の清掃、手入れを実施する。

表 B.1—校正点検

単位 EA

番号	部品名	部品番号	数量	点検内容
1	駆動空気圧力計	B-S-0346-4-1	1	指示値の校正点検を実施する。
2	吸入ガス圧力計	B-S-0346-12-1	1	
3	吸入ガス圧力計（減圧後）	B-S-0346-12-2	1	
4	吐出ガス圧力計	B-S-0346-18	1	
5	充てん圧力計（回路A）	B-S-0346-22	1	
6	充てん圧力計（回路B）	B-S-0346-28	1	
7	安全弁（吸入）	B-S-0346-13	1	作動値の校正点検を実施する。
8	安全弁（吐出）	B-S-0346-16	1	
9	安全弁（回路A）	B-S-0346-21	1	
10	安全弁（回路B）	B-S-0346-2	1	

B.1.3 交換部品

交換部品は、表 B.2 による。

表 B.2—交換部品

単位 EA

部品名	部品番号	数量
駆動空気圧力計	B-S-0346-4-2	1

B.1.4 気密検査

気密検査を行う部品は、表 B.3 による。気密検査を実施し、漏えい等の異状のないことを確かめる。

表 B.3—気密検査

番号	部品名	使用気体	圧力	保持時間
1	駆動用空気配管系統	空気又は窒素ガス	0.8MPa	10分間
2	ガス吸入配管系統		14.7MPa	
3	ガス吸入配管系統（減圧後）		3.0MPa	
4	ガス吐出配管系統		30.0MPa	
5	ガス吐出配管系統（回路A）		24.2MPa	
6	ガス吐出配管系統（回路B）		20.7MPa	

B.1.5 総合作動試験

契約の相手方工場にて、総合作動試験を行い、その値が規定内であること及び異状がないことを確認し、検査成績書を作成し検査官に提出する。

